

全国都道府県教育長協議会
会長 大原正行 様

日本教職大学院協会長
梶田 叡 一

現職教員の派遣及び教職大学院修了者の処遇等について（要望）

平素から我が国の教育発展のため教育行政にご尽力いただいておりますことに衷心より敬意を表します。

さて、平成 20 年度から開設しております教職大学院の充実・発展のため、以下のことについてご理解とご高配を賜りたく存じますので、よろしくお願いいたします。

1 本協会を構成する教職大学院への現職教員の派遣について、一層のご高配をお願いしたいこと。

2 公立学校教員の任命権者である都道府県教育委員会に、教職大学院修了者（教職修士の学位取得者）の処遇及び教職大学院修学希望者の採用特例についてご検討を要望したいこと。

1) 教職大学院修了者の処遇

(1) 現職教員の修了後の処遇について

- ① 校長、教頭、主幹等への登用に配慮する。
- ② 都道府県教委、地教委の指導主事等への登用に配慮する。
- ③ 各学校に教職大学院修了者を計画的に配置する。
- ④ 教職大学院修了者については、給与面で優遇措置を行う。
- ⑤ 教職大学院修了者は、10 年経験者研修の全部又は一部を行ったものと読み替えることができる仕組とする。

(2) ストレート学生（社会人等経験者を含む。）の修了後の処遇について

- ① 教員採用選考試験の第 1 次試験を免除する。
- ② ①により難しい場合は、教職大学院修了者は通常の教員採用選考の別枠等により選考する。
- ③ 教職大学院修了者については、給与面で優遇措置を行う。
- ④ 教職大学院修了者は、初任者研修の一部又は全部を免除できる仕組とする。

2) 教職大学院修学希望者の採用特例

- ① 教員採用試験に合格し採用候補者名簿に登載された者が、引き続き教職大学院に進学を希望する場合、教職大学院を修了するまで名簿登載期間を延長する。
- ② 教職大学院在学中に教員採用試験に合格し採用候補者名簿に登載された者が、引き続き修学を希望する場合、教職大学院を修了するまで名簿登載期間を延長する。